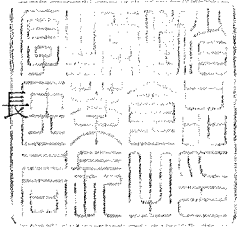


薬食発第0323001号

平成18年 3月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成18年厚生労働省告示第143号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品の手数料、検定基準及び試験品の数量の一部が改正されたこと。

2. 適用時期

平成18年4月1日



官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔政 令〕
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令(四九)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(五〇)
- 肥料取締法施行令の一部を改正する政令(五一)
- 家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令(五二)
- 漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令(五三)
- 自然公園法施行令の一部を改正する政令(五四)
- 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(五五)
- 湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(五六)
- 医師法施行令の一部を改正する政令(五七)
- 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令(五八)
- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(五九)
- 船員保険法施行令の一部を改正する政令(六〇)

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行期日を定める政令(六一)

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令(六二)

〔府 令〕

- 災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一三)
- 自衛隊法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同一四)
- 金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令(同一五)
- 公認会計士試験規則の一部を改正する内閣府令(同一六)

〔省 令〕

○船舶安全法施行規則及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部を改正する省令(国土交通一一)

〔告 示〕

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(厚生労働一四三)

本号で公布された法令のあらまし

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令(政令第四九号)(文部科学省)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第六条第一項の政令で定める日は、平成一八年三月三十一日とすることとした。(本則関係)

この政令は、公布の日から施行することとした。

予算決算及び会計令の一部を改正する政令(政令第五〇号)(財務省)

平成一七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第二項の規定により平成一八年四月一日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成一七年度所属の歳入金として平成一八年六月三〇日まで受け入れることができることとした。(附則第一〇条関係)

この政令は、公布の日から施行することとした。

肥料取締法施行令の一部を改正する政令(政令第五一号)(農林水産省)

肥料の登録等に係る手数料の額を次のように改定することとした。(第一条の四関係)

(一) 肥料の登録・仮登録手数料
二万一、一〇〇円(電子情報処理組織を使用し申請する場合にあっては一万九、三〇〇円)

(二) 肥料の登録・仮登録更新手数料
八、一〇〇円(電子情報処理組織を使用し申請する場合にあっては六、四〇〇円)

この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令(政令第五二号)(農林水産省)

市町の廃置分合等に伴い、家畜改良増殖法の規定の一部を適用しない島の属する市等の名称を変更することとした。(第一四条関係)

この政令は、平成一八年三月三十一日から施行することとした。

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令(政令第五三号)(農林水産省)

漁業施設共済の共済目的として、浮流し式養殖施設、はえ縄式養殖施設、いかた、網いけす及び定置網に固定用ロープ及びびいかり並びにこれらの附属具を加え、従前の共済目的の部分を特約とすることとした。(前一条関係)

この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。

自然公園法施行令の一部を改正する政令(政令第五四号)(環境省)

自然公園法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち、国立公園の特別地域内における行為の許可等に関するものを処理する都道府県から奈良県を除くこととした。(附則第三項及び別表関係)

この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第五五号)(環境省)

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律(平成一七年度法律第六九号)の施行期日を平成一八年四月一日とすることとした。

湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第五六号)(環境省)

汚濁負荷量規制の対象となる事業場に下水道終末処理施設等を設置する事業場を追加することとした。(第一条関係)

都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める市の長が処理する事務に流出水対策に係る指導等を追加することとした。(第一二条関係)

この政令は、湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成一八年四月一日)から施行することとした。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に交付を受けている第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則(以下この条において「旧安全規則」という。)第八号様式による船舶検査証書及び旧安全規則第九号様式による船舶検査証書(第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(以下この条において「新安全規則」という。)第三十三条第一号に掲げる船舶に係るものに限る。)は、新安全規則第八号様式による船舶検査証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付を受けている旧安全規則第二十一号様式又は第二十一号の二様式による船舶検査手帳は、それぞれ新安全規則第二十一号様式又は第二十一号の二様式による船舶検査手帳とみなす。

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付を受けている第二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則(次項において「旧検査規則」という。)第六号様式による海洋汚染等防止証書は、第二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則(次項において「新検査規則」という。)第六号様式による海洋汚染等防止証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に公布を受けている旧検査規則第十一号様式による海洋汚染等防止検査手帳は、新検査規則第十一号様式による海洋汚染等防止検査手帳とみなす。

告 示

示

○厚生労働省告示第四百四十三号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。
平成十八年三月二十三日 厚生労働大臣 川崎 二郎

1 の生物学的製剤の表を次のように改める。

検査を受けるべき医薬品	手 数 料	試 験 品 の 数 量
インフルエンザワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 624,600円 2 卵中和試験法を用いるとき。 719,400円	1 内容量が3mLであるとき。 20本 2 内容量が5mLであるとき。 12本 3 内容量が10mLであるとき。 10本

インフルエンザワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 635,500円 2 卵中和試験法を用いるとき。 808,200円	1 内容量が50.5mLであるとき。 142本 2 内容量が1mLであるとき。 72本 3 内容量が5mLであるとき。 11本 4 内容量が10mLであるとき。 9本	4 内容量が20mLであるとき。 7本
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	3,862,700円	内容量が液状製剤として0.65mLに相当する量であるとき。 40本	
乾燥弱毒生卵ワクチン	1 神経毒力試験を行うものであるとき。 27,807,200円 2 神経毒力試験を行わないものであるとき。 13,889,000円	原液を最終/バルクと同濃度に希釈したものににつき 400mL	
ガンスエソウワクチン(ガンスエソウ抗毒素)	226,900円	1 内容量が10mLであるとき。 5本 2 内容量が20mLであるとき。 3本	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 40本
乾燥ガンスエソウワクチン(乾燥ガンスエソウ抗毒素)	253,300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本	
不活化狂犬病ワクチン	707,700円	内容量が2mLであるとき。 61本	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	709,500円	内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 48本	

コレラワクチン	157,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が5mLであるとき。8本 2 内容量が10mLであるとき。6本 3 内容量が20mLであるとき。4本
乾燥ジフテリアウナ 抗毒素(乾燥ジフテ リア抗毒素)	253,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。22本 2 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。14本 3 内容量が液状製剤として4mLに相当する量であるとき。11本 4 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。9本 5 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。6本
ジフテリアトキソ イド	671,100円 504,100円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.5mLであるとき。42本 2 内容量が1mLであるとき。25本 3 内容量が3mLであるとき。11本 4 内容量が5mLであるとき。9本 5 内容量が10mLであるとき。7本 6 内容量が20mLであるとき。6本

沈降ジフテリアトキ ソイド	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が3mLであるとき。15本 2 内容量が5mLであるとき。11本 3 内容量が10mLであるとき。7本 4 内容量が20mLであるとき。6本
成人用沈降ジフテ リアトキソイド	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.5mLであるとき。44本 2 内容量が3mLであるとき。15本 3 内容量が5mLであるとき。11本 4 内容量が10mLであるとき。7本 5 内容量が20mLであるとき。6本
ジフテリア破傷風混 合トキソイド	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.5mLであるとき。124本 2 内容量が1mLであるとき。65本 3 内容量が3mLであるとき。29本 4 内容量が5mLであるとき。23本 5 内容量が10mLであるとき。17本 6 内容量が20mLであるとき。14本
沈降ジフテリア破傷 風混合トキソイド	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.5mLであるとき。124本 2 内容量が1mLであるとき。65本 3 内容量が3mLであるとき。29本 4 内容量が5mLであるとき。23本

			5 内容量が10mLであるとき。 17本 6 内容量が20mLであるとき。 14本
水痘抗原	390,500円	内容量が0.2mLであるとき。 6本	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	818,800円	内容量が液状製剤として0.7mLに相当する量であるとき。 33本	
腸チフスバチフェンス混合ワクチン	251,400円	内容量が20mL又は50mLであるとき。 5本	
精製ツベルクリン (一般診断用)	417,800円	1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量(標準精製ツベルクリン)0.25μgを含む。)であるとき。 90本 2 内容量が液状製剤として2mLに相当する量(標準精製ツベルクリン)1μg相当量を含む。), 5mLに相当する量(標準精製ツベルクリン)2.5μg(標準精製ツベルクリン)に相当する量(標準精製ツベルクリン)5μg相当量を含む。)であるとき。 50本	
精製ツベルクリン (強反応者用)	417,800円	内容量が液状製剤として2mLに相当する量(標準精製ツベルクリン)0.2μg相当量を含む。)であるとき。 50本	
精製ツベルクリン (確認診断用)	417,800円	1 内容量が液状製剤として0.35mLに相当する量(標準精製ツベルクリン)1.75μg相当量を含む。),又は0.5mLに相当する量(標準精製ツベルクリン)2.5μg相当量を含む。)であるとき。 90本 2 内容量が液状製剤として2mLに相当する量(標準精製ツベルクリン)10μg相当量を含む。)であるとき。 50本	
痘そろうワクチン (痘苗)	612,400円	最終バルクにつき 1 容器1mL入りのもの4本及び1容器3mL入りのもの3本	
	706,600円	小分製品につき 1 内容量が5人分であるとき。 190ケース	
最終段階			

			2 内容量が10人分であるとき。 95ケース 3 内容量が25人分であるとき。 38ケース 4 内容量が50人分であるとき。 19ケース 5 内容量が100人分であるとき。 10ケース
乾燥痘そろうワクチン(乾燥痘苗)	612,400円	最終バルクにつき 1 容器1mL入りのもの4本及び1容器3mL入りのもの3本	
	1,396,500円	小分製品につき 1 内容量が25人分であるとき。 46本 2 内容量が50人分であるとき。 34本 3 内容量が100人分であるとき。 32本	
細胞培養痘そろうワクチン	1,324,600円	最終バルクにつき 1 容器2mL入りのもの2本	
	693,700円	小分製品につき 1 カビラール詰のものであるとき。 内容量が50人分であるとき。 15本 2 アンフル又はバイアル入りのものであるとき。 (1) 内容量が10人分又は25人分であるとき。 30本 (2) 内容量が50人分であるとき。 15本	
乾燥細胞培養痘そろうワクチン	1,324,600円	最終バルクにつき 1 容器2mL入りのもの2本	
	1,383,600円	小分製品につき 1 内容量が25人分であるとき。 40本 2 内容量が50人分であるとき。 30本	
最終段階			

日本脳炎ワクチン	774,400円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.5mLであるとき。 88本 2 内容量が1 mLであるとき。 45本 3 内容量が2 mLであるとき。 25本 4 内容量が5 mLであるとき。 11本 5 内容量が10mLであるとき。 8本
乾燥日本脳炎ワクチン	800,800円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 98本 2 内容量が液状製剤として1 mLに相当する量であるとき。 50本 3 内容量が液状製剤として2 mLに相当する量であるとき。 28本 4 内容量が液状製剤として2.5mLに相当する量であるとき。 24本 5 内容量が液状製剤として5 mLに相当する量であるとき。 12本 6 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 9本
肺炎球菌ワクチン	67,700円	内容量が0.5mLであるとき。 48本
破傷風トキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 951,800円</p> <p>2 ワカスを使用するとき。 480,200円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が3 mLであるとき。 25本 2 内容量が5 mLであるとき。 16本 3 内容量が10mLであるとき。 11本 4 内容量が20mLであるとき。 8本

沈降破傷風トキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 951,800円</p> <p>2 ワカスを使用するとき。 480,200円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.5mLであるとき。 119本 2 内容量が1 mLであるとき。 63本 3 内容量が3 mLであるとき。 27本 4 内容量が5 mLであるとき。 19本 5 内容量が10mLであるとき。 14本 6 内容量が20mLであるとき。 11本
乾燥はぶつて抗毒素 (乾燥はぶ抗毒素)	253,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本
沈降はぶトキソイド	112,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.5mLであるとき。 38本 2 内容量が5 mLであるとき。 7本 3 内容量が10mLであるとき。 5本 4 内容量が20mLであるとき。 4本
沈降B型肝炎ワクチン	3,880,700円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本 3 内容量が2.5mLであるとき。 7本 4 内容量が5 mLであるとき。 4本
沈降B型肝炎ワクチン (huGK-14細胞由来)	3,880,700円	<ol style="list-style-type: none"> 1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本

粗換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本
粗換え沈降B型肝炎ワクチン(チヤイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本
粗換え沈降pre-S ₂ 抗原・HDS抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本
乾燥BCCG勝脱内用(コノノート株)	319,600円	小分製品につき 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 32本
乾燥BCCG勝脱内用(日本株)	中間段階	最終バルクにつき 1 mL中80mgの濃度において5 mLのもの 2本
	最終段階	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mL又は1 mLに相当する量であるとき。 23本
乾燥BCCGワクチン	中間段階	最終バルクにつき 1 mL中80.0mgの濃度において5 mLのもの 2本
	最終段階	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本 2 内容量が液状製剤として0.5mL又は1 mLに相当する量であるとき。 23本

百日せきワクチン	983,600円	1 内容量が2 mLであるとき。 51本 2 内容量が10mLであるとき。 14本 3 内容量が20mLであるとき。 8本
沈降精製百日せきワクチン	1,479,200円	1 内容量が1 mLであるとき。 72本 2 内容量が5 mLであるとき。 23本 3 内容量が10mLであるとき。 12本
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	中間段階	百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する原液につき
	最終段階	1 モルモットを使用するとき。 1,568,800円 2 ヲウズを使用するとき。 1,401,800円
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	128,300円	小分製品と同濃度に希釈したジフテリアトキソイド原液につき
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	117,800円	小分製品と同濃度に希釈した破傷風トキソイド原液につき 内容量が40mLのもの2本

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	中間 段階	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する原液につき 128,300円	小分製品と同濃度に希釈したジフテリアトキソイド原液につき 内容量が20mlのもの2本	1 小分製品につき 内容量が1mlであるとき。 144本 2 内容量が3mlであるとき。 56本 3 内容量が5mlであるとき。 38本 4 内容量が10mlであるとき。 25本 5 内容量が20mlであるとき。 18本
		沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する原液につき 117,800円	小分製品と同濃度に希釈した破傷風トキソイド原液につき 内容量が40mlのもの2本	1 小分製品につき 内容量が0.5mlであるとき。 147本 2 内容量が1mlであるとき。 84本 3 内容量が5mlであるとき。 34本 4 内容量が10mlであるとき。 23本
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間 段階	1 モルモットを使用するとき。 2,892,600円 2 ワウスを使用するとき。 2,253,900円	1 内容量が1mlであるとき。 380ml	1 内容量が1mlであるとき。 144本 2 内容量が3mlであるとき。 56本 3 内容量が5mlであるとき。 38本 4 内容量が10mlであるとき。 25本 5 内容量が20mlであるとき。 18本

乾燥ボツリヌスウエー抗毒薬(乾燥ボツリヌス抗毒薬)	中間 段階	253,300円	1 内容量が液状製剤として10mlに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として20mlに相当する量であるとき。 4本	(2) 神経毒力試験を行わないものとき。 13,267,500円
		511,800円	1 内容量が10mlであるとき 9本 2 内容量が20mlであるとき。 5本	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mlに相当する量であるとき。 40本
経口生ボリオワクチン	中間 段階	49,237,300円	1 通常の各型の単価バルクウエール液につき 350ml 2 液につき 過後の各型の単価バルクウエール液につき 41mlに1mlあたり10 ⁶ TCID ₅₀ のウエール濃度のもの121mlに相当する量を加えた量	1 神経毒力試験を行うものとき。 32,682,200円 2 神経毒力試験を行わないものとき。 12,589,600円
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間 段階	7,193,600円	1 小分製品につき 内容量が1mlであるとき。 20本 2 内容量が2.5mlであるとき。 10本	1 神経毒力試験を行うものとき。 32,682,200円 2 神経毒力試験を行わないものとき。 12,589,600円

乾燥弱毒生麻しん風しん症合ワククチン	最終段階	867,500円	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 40本 2 内容量が液状製剤として2.5mLに相当する量であるとき。 12本 3 内容量が液状製剤として5 mLに相当する量であるとき。 7本 4 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 5本
	中間段階	2,537,600円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 110本
乾燥弱毒生麻しん風しん症合ワククチン	最終段階	2,068,700円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 110本
	中間段階	253,300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本
乾燥まむしワクチン抗毒薬(乾燥まむし抗毒薬)		575,400円	1 内容量が1 mLであるとき。 89本 2 内容量が5 mLであるとき。 22本

加熱人血漿たん白	1 発熱試験法によるとき。 139,200円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 121,800円	3 内容量が10mLであるとき。 13本 4 内容量が20mLであるとき。 9本
人血清アルブミン	1 発熱試験法によるとき。 139,200円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 121,800円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が20mLであるとき。 3本 (2) 内容量が50mL又は100mLであるとき。 2本 (3) 内容量が250mLであるとき。 1本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が20mL、50mL、100mL又は250mLであるとき。 1本
乾燥人ブナイグリン	256,700円	内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅳ因子	282,900円	内容量が液状製剤として5 mL、10mL、15mL、20mL、25mL、30mL、40mL又は50mLに相当する量であるとき。 5本
人免疫グロブリン	349,800円	1 内容量が2 mLであるとき。 7本 2 内容量が3 mLであるとき。 5本 3 内容量が5 mLであるとき。 4本 4 内容量が10mL又は15mLであるとき。 2本

アルキル化人免疫グロブリン	406,600円	1 内容量が10mLであるとき。 7本 2 内容量が50mLであるとき。 3本
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	434,700円	内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本
乾燥アルホ化人免疫グロブリン	446,900円	1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 7本 2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 5本 3 内容量が液状製剤として20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。 4本
pH4処理酸性人免疫グロブリン	434,700円	1 内容量が10mLであるとき。 4本 2 内容量が50mLであるとき。 3本
乾燥pH4処理人免疫グロブリン	434,700円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 4本 2 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本
乾燥トラスミン処理人免疫グロブリン	446,900円	1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 4本 3 内容量が液状製剤として20mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本
乾燥ベゾニン処理人免疫グロブリン	139,200円	1 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 7本

ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	434,700円	1 内容量が5mLであるとき。 6本 2 内容量が10mLであるとき。 4本 3 内容量が20mL、50mL又は100mLであるとき。 3本
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	434,700円	1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 4本 3 内容量が液状製剤として20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。 3本
抗HBs人免疫グロブリン	493,800円	1 内容量が1mLであるとき。 9本 2 内容量が5mLであるとき。 3本
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	493,800円	1 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 9本 2 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 3本
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	578,700円	1 内容量が1mLであるとき。 22本 2 内容量が5mLであるとき。 6本

